

三筑だより

令和 5年 3月25日 No.456



いよいよ新年度がスタートいたします。
今年度も赤ちゃんから高齢の方まで参加していただける講座を計画いたしております。
なお、内容が決定次第随時“三筑だより”にてお知らせいたします。
皆様のご参加をお待ちいたしております。
新型コロナウイルス感染拡大防止の為、引き続き感染対策のご協力をお願いいたします。

三筑なかよしサロン

〔日時〕 4/5・12日(水) 14:00~
〔会場〕 三筑公民館
〔参加費〕 無料
※中止になる場合も有ります。



三筑のびのびサロン

(育児)
4/14(金) 10:00~

定員:親子12組
※事前予約制です
公民館へ電話でお申し込みください。



予約制

母子巡回相談

〔日時〕 4月7日(金) 13:30~
〔場所〕 三筑公民館
〔定員〕 15組(先着順)
〔対象〕 妊産婦、乳幼児とその保護者
〔内容〕 身体計測・全身観察・育児相談等
〔持ち物〕 母子健康手帳
〔申込先〕 博多区地域保健福祉センター 地域保健福祉課
TEL 419-1100 FAX 441-0057

事前予約が必要です。



三筑校区の災害時避難場所

災害から身を守るために、日頃から避難場所の確認をしておきましょう。

- 〔一時避難所〕 三筑公民館・三筑会館
- 〔収容避難所〕 三筑小学校・三筑中学校
- 〔地区避難場所〕 三筑公園(三筑1丁目)
諸岡中央公園(諸岡6丁目)

※災害の規模が小さく、避難者が少ない場合は、一時避難所を優先して開設し、不足する場合に収容避難所を開設します。



~臨時休館のお知らせ~

利用申込がないときは、臨時休館いたします。
・4月27日(木) 5月 2日(火)
・5月 3日(水)~5月 5日(金)
この日に利用を希望される場合は、4月17日(月)正午までにご連絡をお願いいたします。

校区行事

- 4月 2日(日) 体育振興会総会・青少年育成連合会総会
- 4月 7日(金) 小・中学校始業式
- 4月 8日(土) 自治会連合会総会、自治協議会総会
- 4月11日(火) 中学校入学式
- 4月12日(水) 小学校入学式
- 4月15日(土) 社会福祉協議会総会・会館運営委員会
- 4月16日(日) 校区壮年ソフトボール大会(予備日4/23)
- 4月22日(土) 男女共同参画協議会総会
- 4月25日(火) シニアクラブ連合会総会
- 4月25日(火) 小学校交通安全教室



「古紙リサイクルステーション4月開設日」

- ・開設日: 1(土) 2(日) 8(土) 9(日) 15(土) 16(日) 22(土) 23(日) 29(土) 30(日)
- ・時間: 9:00~17:00
※お問合せ先(三筑会館) 572-8005



福岡市三筑公民館
〒812-0887 博多区三筑2丁目9-4
TEL 573-4664 / FAX 573-4671

サークル
会員募集

英会話サークル ABC

〔日時〕 月3回 水曜日 19:00~20:30
〔場所〕 三筑公民館
〔会費〕 2,300円

※Gerard先生の英会話は初心者の方もなじみやすく、日常英会話を中心に少し熟語や文法など、みんなで楽しく勉強しています。見学大歓迎!!
公民館(573-4664)へお問い合わせください。

障がいのある方も気を付けて! SNSで副業トラブル

- 副業をしようとインターネットで情報商材等を購入したが、利益は出ないのに支払いが高額で困っているというトラブルが、障がい者の間でも起きています。
- 「誰でも簡単に稼げる」などのうまい話はありません。SNSや広告をうのみにしないよう、本人と話し合っておきましょう。
- 問題に早く気付くためにも、日ごろからのコミュニケーションが大切です。家族や周りの人は、日常の生活や会話の中でいつもと違った様子はないかなど見守るとともに、相談しやすい関係を築いておきましょう。
- 困ったこと、不安なことがあれば、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。本人だけで相談するのが難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。



引っ越しの際の破損・紛失トラブルに気を付けて

- 引っ越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引っ越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うこととなります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。
- 貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者へ申告しましょう。
- 破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。
- 損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

